

1 工事検査の基本事項

⑧ 一 依命検査

工事検査通信 No.8

発行：H28年6月1日

出納局 工事検査課



主任、
工事検査課で、検査のやり方の説明会を開くようですよ。

そうなの？。
俺らも、検査しないといけないからね。



去年、この事務所の課長が検査した
工事の書類をみましたが、
“何とか検査”っていうんでしょう？

それは、“依命検査”っていうんだ。



“イメイ”ですか？

そう依命。
依頼の「依」に、命令の「命」で“依命”。



依頼のような命令ですか？

そんな感じだね。



でも、農林水産部と土木部の工事は、
出納局長に、検査請求するようになっていることを
教えてもらいましたよ。
確か、財務規則に書いてあって、
出納局の工事検査課に請求して、検査してもらおうんですね。

そのとおり。
だけど、実際には年度末なんか毎日検査するんだから、
工事検査課の検査員だけではこなせないのよ。
年度末でなくても、
建築とか、設備なんかは、
一人ずつしかいないんだから、間に合わないよね。
だから“依命”って仕組みが、準備してあるんだよ。



それは、どこに定まっているんですか？

確か、財務規則の施行通達が基になっていて、
工事検査実施要綱のどこかに書いてあるよ。
ちょっと、見てごらん。





・・・ありました。ありました。第4条にあります。
出納局長の依頼で、
公所長が、所属の職員から検査員を指名するんですね。
だけど、急に検査しろって言われても、やる自信がないですよ。



心配ないよ。説明会で大体のことは分かるよ。
それに、依命の検査員は、主査相当職以上若しくは専門員又は
同等の技術能力を有する者になっているから、
浩二君は、当分やることはない。それは運用に書いてあるよ。



今度は、運用ですか。



そう。規則、要綱、通達、要領、運用なんかがあるからね。
何かやろうとすると、沢山あって覚えきれないね。



まるで、役所みたいですね。



ここが、役所だよ。



そうでした。
ところで主任、『狸沢』の検査請求を、
そろそろしておきたいんですが、何をすればいいんですか？



もうそんな時期になったんだね。
検査請求のことは、次回にしよう。

●本日のポイント

工事検査課で検査の対応がしきれない場合は、依命検査という仕組みが
あって、契約権者が職員の中から検査員を指名することになっています。

【関係資料】

- ・福島県財務規則施行通達 第273条の3関係
- ・福島県工事検査実施要綱、第4条

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/159562.pdf>

及び、福島県工事検査実施要綱の運用

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/159563.pdf>

【登場人物の設定】

○福島県出先の某発注機関

○受注者

顔無し : 轟(トウ) 課長

・げんこつ山の狸沢地区



: 的丸(ママル) 主任

馬井(ウイ)建設工業

上手(ウヅ)現場代理人



: 浩二(ウヅ) 技師